

## 貸借対照表

( 2023年12月31日現在 )

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,970,328	流動負債	6,510,098
現金及び預金	2,860,332	買掛金	74,918
売掛金	1,431,345	短期借入金	4,027,280
立替金	140,738	親会社短期借入金	320,000
関係会社短期貸付金	3,000,020	関係会社短期借入金	1,441,501
未収入金	13,354	未払金	118,240
前払費用	22,824	未払費用	21,541
未収利息	499,539	未払利息	10,546
その他の流動資産	2,173	前受収益	1,221
		預り金	65,544
		未払法人税等	156,548
		未払消費税等	14,205
		賞与引当金	178,630
		役員賞与引当金	79,920
固定資産	19,142,125	固定負債	35,996
有形固定資産	74,468	繰延税金負債	35,996
建物	59,568		
器具備品	14,899	負債合計	6,546,094
無形固定資産	2,278	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	2,142	株主資本	20,302,126
商標権	136	資本金	100,000
投資その他の資産	19,065,377	資本剰余金	6,150,957
投資有価証券	4,618,582	資本準備金	2,248,294
関係会社株式	288,977	その他資本剰余金	3,902,662
その他の関係会社有価証券	13,976,654	利益剰余金	14,051,168
出資金	109,799	その他利益剰余金	14,051,168
長期前払費用	316	繰越利益剰余金	14,051,168
差入敷金保証金	71,046	評価・換算差額等	264,233
		その他有価証券評価差額金	264,233
		純資産合計	20,566,359
資産合計	27,112,453	負債純資産合計	27,112,453

注 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

本計算書類は、会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用し、一部の注記を省略している。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 投資有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ハ 匿名組合出資金の会計処理 匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。  
匿名組合への出資時に「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については、「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに同額を「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」に加減し、営業者からの出資金の払戻しについては、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」を減額させております。

② 関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 建物については定額法、その他については定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10-22年

器具備品 3-15年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

① ソフトウェア 定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間5年に基づく定額法を採用しております。

② 商標権 定額法によっております。

なお、償却年数は10年であります。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、控除対象外消費税等については、当期の負

担すべき期間費用として処理しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	47,000	—	—	47,000

注 当事業年度において、株式数の増加及び減少はございません。

2. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度において、配当支払はございません。

3. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りとなっております。

(当期純損益金額)

当期純損益金額 892,782 千円